

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第77号

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(入居の申込み)</p> <p>第2条の2 条例第6条の規定により県営住宅に入居しようとする者は、県営住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第21条</u>の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあつては、平成23年3月11日において福島復興再生特別措置法<u>第20条第1項</u>に規定する避難指示区域に存する住宅に居住していたことを証する書面</p> <p>(7) <u>前条第3号</u>に該当する者にあつては、別に定める単身入居の入居者資格認定のための申立書</p>	<p>(入居の申込み)</p> <p>第2条の2 条例第6条の規定により県営住宅に入居しようとする者は、県営住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第30条</u>の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあつては、平成23年3月11日において福島復興再生特別措置法<u>第29条第1項</u>に規定する避難指示区域に存する住宅に居住していたことを証する書面</p> <p>(7) <u>前条第1項第3号</u>に該当する者にあつては、別に定める単身入居の入居者資格認定のための申立書</p>
2	<p>(入居者資格)</p> <p>第2条 条例第5条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u>（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定に基づく保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第2条 条例第5条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u>（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（<u>配偶者暴力防止等法第28条の2</u>において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（<u>配偶者暴力防止等法第28条の2</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づく保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（<u>配偶者暴力防止等法第28条の2</u>において読み替えて準用する場合を</p>

<p>力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成26年1月3日から施行する。